

## 第5章 不公正な取引方法

### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

本条…一部改正〔昭和28年9月法律259号〕

### ○関連法条

「事業者」——2条1項 「不公正な取引方法」——2条9項

「無過失損害賠償責任」——25条・26条

### 【概要】

本条は、私的独占および不当な取引制限を禁止する3条と同様、事業者に対し不公正な取引方法を用いることを禁止した規定である（1条参照）。

### 【解説】

#### I 禁止の名あて人—「事業者」

##### 1 事業者

本条が不公正な取引方法を禁止しているのは、事業者である。

事業者団体については、8条1項5号が「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」を禁止している。

##### 2 各種「協同組合」の場合

- (1) 事業者たる協同組合の行為については、22条の適用除外の規定があり、不公正な取引方法を用いる場合等を除き、独占禁止法の適用が除外される。
- (2) 事業者団体たる協同組合の行為については、従来、適用除外法2条の規定があり、独占禁止法8条の適用がない旨規定されていた。しかし、平成11年6月の改

正により同法が廃止されたことで、協同組合の事業者団体としての行為に対して8条の適用があるようになった。現在の法適用関係を述べると、次のとおりである。

- ① 22条各号の要件につき、みなし規定が設けられている協同組合の場合には、残りの要件を、みなし規定が設けられてない協同組合の場合には、各号の要件を具備しているか否かを検討し、
- ② これらの要件のいずれかを具備していない場合には、8条の規定が適用され、この場合には、協同組合に対して8条1項各号違反に問うことが可能となる。

他方、事業者としての協同組合の行為ととらえられる場合には、19条違反に問うことも可能である。

この問題についての詳細は、22条の解説を参照のこと。

## II 禁止行為一「不公正な取引方法」

不公正な取引方法については、2条9項に定義規定があるが、実際には公正取引委員会が告示の形式により指定する行為類型であって、「特定の事業分野における」特殊指定(71条)と、あらゆる業種ないし業界にあまねく適用される一般指定とがある。

現行の一般指定(昭和57年公取委告示)は、昭和57年9月1日から施行されたものであり、不公正な取引方法として16の行為類型が定められている。

## III 19条の禁止違反に対する措置

### 1 行政上の措置

審査手続を経て、排除措置が命じられる(20条)。排除措置命令に不服があれば審判を請求できる。課徴金納付命令の対象とはならない(7条の2)。

### 2 民事上の措置

#### (1) 無過失損害賠償責任(25条・26条)

違反事業者は、被害者に対し、無過失損害賠償責任を負うこととなる。

#### (2) 民法上の不法行為責任(709条等)

確定審決の有無にかかわらず、被害者に対する不法行為責任も免れない。

## 第2節 企業の営業活動

# 基本解説

### 1 基本的な考え方

企業は、既存の顧客との取引関係を維持し発展させるだけでなく、新規の顧客を開拓することにより売上げを増加させようとしています。しかし、市場経済社会においては、いずれの企業も同様に売上げを増加させようとして厳しい競争が行われているため、企業が実際に売上げの増加を実現することはなかなか難しいといわなければなりません。

一方、企業は、顧客、仕入先、株主、競争業者（同業他社）、所管官庁など多くの利害関係者とのつながりを持ちながら社会の中で活動しており、例えば社会から業界全体として解決を求められた問題に対処するためには、競争業者と協力をしなければならぬことも多くあります。

このように、企業は競争業者との間で厳しい競争をしながらも協力をするという面もあり、また、企業が競争を行う上でも競争業者の動向を把握することは不可欠ですので、競争業者との関係を持たずに活動を行うことは難しいといえます。

市場経済社会においては、

- ① 企業の市場への自由な参入が妨げられないこと
- ② 企業がどの顧客と取引をするかは、各企業の自由かつ自主的な判断に基づき決定されること
- ③ 価格などの取引条件の具体的内容をどうするかも、取引当事者の自由かつ自主的な交渉により決定されること
- ④ 市場での競争が価格・品質・サービスを中心とした公正な手段により行われることが重要なルールとなっています。そして、企業がこれに反して競争を制限したり公正な競争を阻害した場合には、独占禁止法違反として公正取引委員会から問題とされるだけでなく、社会的にも大きな非難を受けることになります。

# チェックリスト

## ○企業の営業活動

チェック項目	根拠等	チェック欄
<b>&lt;市場への参入を妨げる行為&gt;</b>		
■新規参入業者や安売業者への対策を同業者と相談していないか。	独占禁止法 3、19（一般指定①）	<input type="checkbox"/>
■輸入品が増加したことについて同業者と対策を相談していないか。	同上	<input type="checkbox"/>
■取引先業者に対し新規参入業者や安売業者と取引しないよう求めているか。	独占禁止法19（一般指定②、⑩、⑮など）	<input type="checkbox"/>
■取引先業者に対し輸入品を取り扱わないよう求めているか。	同上	<input type="checkbox"/>
■新規参入業者や安売業者と取引している取引先業者に対し取引条件を不利になるように変更していないか。	独占禁止法 3 前段、独占禁止法19（一般指定③、④、⑮など）	<input type="checkbox"/>
■取引先業者から新規参入業者や安売業者への対策をとるよう相談を受け、これに応じていないか。	独占禁止法 3 独占禁止法19（一般指定①、②）	<input type="checkbox"/>
■取引先業者から輸入品への対抗策をとるよう相談を受け、これに応じていないか。	同上	<input type="checkbox"/>
<b>&lt;顧客争奪の禁止&gt;</b>		
■各社の取引先となる顧客や販売地域について同業者の間で取決めを行っていないか。	独占禁止法 3 後段	<input type="checkbox"/>
■他社が取引をしている顧客に対し営業活動を行わないよう同業者間で取り決めていないか。	同上	<input type="checkbox"/>
■各社が販売できる限度や各社のシェアを同業者で取り決めていないか。	同上	<input type="checkbox"/>
■各社の顧客について同業者間で報告し合っていないか。	同上	<input type="checkbox"/>
■自社の顧客に売り込みを図った同業者に苦情を申し入れているか。	同上	<input type="checkbox"/>

## 【独占禁止法3条関係】

## ✿最近の入札談合事件の特徴

Q

公正取引委員会による入札談合の摘発が相変わらず続いています  
が、その理由、最近の事件数、主な事件の内容と特徴を教えてください。

また、入札談合事件が相次ぐのは発注官庁にも責任があるように思  
います。公正取引委員会から発注官庁に発注制度の改善などを申し入  
れているのでしょうか。

A

最近、公正取引委員会の入札談合の摘発が活発化しています。入札談合は、物件ごと  
に受注予定者を決め、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力す  
るもので、受注予定者に落札価格の決定を一任するという価格カルテルです。入札談  
合は、主として公的機関が発注する工事や物品等を対象に行われますから、最終的な  
被害者は納税者ということになります。また、入札談合は、政官業の癒着と深く結び  
ついています。すなわち、入札談合は一般の価格カルテルよりも悪質と考えられます  
ので、最近、公正取引委員会だけでなく検察庁も談合の摘発を強化しています。

入札談合は、発注官庁にとって「必要悪」と考えられ、談合の存在を前提にその弊  
害を最小限にする趣旨から入札制度が作られてきた面も否定できません（工事完成保  
証人制度や予定価格制度はその典型です）。平成6年以降、政府の行動計画に基づい  
て可能な限り競争を促す入札契約制度にするべく努力が続けられてきました。その結  
果、最近では、発注官庁が談合を取り仕切る官製談合は少なくなってきたと言われま  
す。しかし、最近、公正取引委員会や検察庁に摘発された旧道路公団や防衛施設庁を  
めぐる一連の談合事件が典型的な官製談合であったように、未だ官製談合がなくな  
ったわけではありません。

公正取引委員会は、入札談合事件の処理に当たって、当該入札談合事件が発注官庁

# 事例

## 【市場への参入を妨げる行為】

### ■ 審決

No.	業種	審決年月日	事件名	違反行為の概要	主文の要旨	違反法条	審決集 (巻・頁)
1	新聞業	平10判2 平12. 2. 28	北海道新聞社(対函館新聞社)	函館新聞社の新聞発行計画を知り、①使用されそうな題字を商標登録する、②函館新聞社にニュースを配信しないよう通信社に圧力をかける、③函館市とその周辺地区に限って広告料金を安くする等の行為によって、函館新聞社の事業活動を排除していた。	1 函館新聞社への通知 2 北海道函館市およびその周辺地区の一般消費者への周知 3 将来の不作為	独占禁止法 3前	46巻144頁
2	卸売業	平11勸30 平12. 2. 2	オートガラス東日本㈱	関東地区以北において補修用自動車ガラスの卸売分野で第1位を占めるオートガラス東日本は、国内の補修用ガラスの製造業者が自社製品として製造販売する社外品(このほか自動車メーカーの純正品がある)の卸売高および卸売価格が低下するのを防止するため、積極的に輸入品を取り扱う取引先ガラス販売業者に対し、社外品の卸売価格を引き上げ、配送の回数を減らす行為を行っている。	1 左記行為の取りやめ 2 取引先ガラス販売業者への周知 3 将来の不作為	独占禁止法 19(一般指 定4)	46巻394頁
3	製造販売業	平15勸27 平15. 11. 27	ヨネックス㈱	自社が製造するバドミントン用ウォーターシャトルの取引に当たり、取引先小売業者が輸入販売業者の水鳥シャトルを取り扱っている場合等において、輸入販売業者が販売する水鳥シャトルに対抗する	1 左記行為の取りやめ 2 輸入販売業者および取引先小売業者ならびにバドミントン競技大会主催者および主管者への	独占禁止法 19(一般指 定15)	50巻398頁